

【給付奨学金】適格認定における学業基準_まとめ

認定区分	学業成績の基準（2025年度～）
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 ・修得単位数の合計が標準単位数の6割以下であること ・出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合 ・連続して「警告」に該当した場合（停止の区分に該当する場合を除く。）
停止 (※)	・「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること （2回目の警告が「G P A（平均成績）等が下位4分の1」のみに該当する場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く。）
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 ・修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下の場合 ・G P A（平均成績）等が下位4分の1の場合 （教育課程に関連した資格等を十分に取得できる水準にある場合等、一定の要件に該当する者を除く） ・出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

「廃止」「停止」「警告」のいずれの基準にも該当しない者は、「継続」になります。

※ 「停止」となった場合、次の成績判定で「継続」であれば「復活」、「継続」以外の場合は「廃止」となります。